平成２１年（フ）第７１４号
兵庫県西宮市小松西町１丁目４番８―103号
債務者　梶丸美佐枝
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４１号
鳥取県鳥取市的場136番地３　リバーユニメント大宮201号、旧住所鳥取県鳥取市的場136番地３　リバーユニメント大宮101号
債務者　髙橋さとみ（旧姓五百川）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６７号
愛媛県松山市下難波甲1427番地５　サンセットプレイスＡ―202号
債務者　溝江　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５０８号
愛媛県松山市西垣生町1368―４　サンブロードＨＡＢＵ601号、外国人登録原票記載事項証明書上の住所愛媛県松山市高岡町127番地６
債務者　白　　承三
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１５号
愛媛県松山市竹原２丁目１番10号　双和第２ビル802号
債務者　伊賀　直子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１７号
愛媛県松山市古三津２丁目７番15号　サーパス三津浜駅通り1001号
債務者　丸児　　貴
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３７号
愛媛県伊予郡松前町大字西高柳316番地１
債務者　須崎　良二
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４０号
愛媛県松山市古三津３丁目18番10号
債務者　入本　茂美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５５１号
愛媛県松山市北井門２丁目14番11号
債務者　伊賀上チズ子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５５３号
愛媛県東温市南方640番地11
債務者　中川　マリ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３０号
福岡県飯塚市西町２番92号　西町グランドタワー601号
債務者　瓜生　順子（旧姓松隈）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３０号
長崎県五島市松山町571番地第２旭ヶ丘301、住民票上の住所長崎県五島市玉之浦町幾久山484番地２
債務者　南　　卓也
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第６０１号
熊本市上南部３丁目18番62号　西山ハイツ102
債務者　富高　亜季
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９２号
宮崎県都城市花繰町１街区19号
債務者　貴島　宏伸
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第５４４号
鹿児島県鹿児島市小山田町62番地13号
債務者　木山　裕一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９号
沖縄県石垣市字平得57番地
債務者　宮良　信國
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第４１号
沖縄県石垣市字新川2152番地の１
債務者　大濵　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
那覇地方裁判所石垣支部